

平成29年3月3日

糸満市立学校給食センター運営に関する規定の運用について

(平成29年4月から適用)

(給食費の返還)

第7条(2) 病気又は事故により、長期にわたり給食を受けない場合

□ 病気や事故などで返還する場合の条件

- ・ 5日以上連続(休日を除く)で欠食する場合に限り返還対象となります。
- ・ 短期(5日以内)の欠食は返還対象となりません。
- ・ インフルエンザの場合も対象となります。
- ・ 返還する場合は給食センターへの報告が必要です。

※報告が遅れると、すでに発注している食材は支払いが発生するため、報告後からの返還対象になります。

- ・ 長期欠席を予定している場合は、給食材料発注の関係から、1週間前までに報告をお願いします。

※給食提供後の事後報告は対象となりません。(報告時点からの対象となります。)

□ 返還金の計算

- ・ 返還金の対象は休日を除き5日以上連続(別紙1)で欠食する場合に限り6日目以降からの返金となります。
- ・ 既に給食を提供している場合は、学校が届出を受け取った日以降から返還対象となります。
- ・ 長期欠席予定者の場合は、学校が前もって届出を給食センターに提出していれば、欠食予定日からの返金となります。

第7条(3) その他の理由で欠食する場合は、校長の申し出により、所長が適当と認めた場合は返還の対象とする。

※ 例 ・ 宗教上の理由で給食が食べられない。など